

事 務 連 絡  
平成24年2月29日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当者宛  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

#### 社会福祉法人モデル経理規程の送付について

社会福祉法人における新たな会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されているところですが、今般、社会福祉法人全国社会福祉協議会において、「社会福祉法人モデル経理規程」が改訂されたので、参考までに送付いたします。